

平成 30 年度 堺市精神保健福祉審議会議事録

1. 日 時 平成 30 年 7 月 9 日（月）午後 2 時～午後 4 時
2. 場 所 堺市役所本館 6 階 大会議室
3. 委 員
出席者 東委員、位田委員、宇田委員、加納委員、河口委員、川邊委員、木村委員、
高野宮委員、富田委員、野田委員、長谷川委員、松井委員、山田委員、
山本委員
欠席者 上島委員、黒田委員、中村委員
4. 事務局 健康福祉局：小椋局長
障害福祉部：森部長
健康部：池之内部長
障害施策推進課：長尾課長、林課長補佐、足立係長、神原主査、木田副主査
障害者支援課：眞鍋課長、佐野課長補佐
こころの健康センター：井川所長、永井所次長、松尾主幹、大和田係長
精神保健課：柴田課長、上田課長補佐、前原主幹、川瀬係長、正徳副主査

5. 開会

(1) 会議の成立

委員の過半数の出席により、会議が成立していることを確認。（堺市精神保健福祉審議会条例第 6 条）

また、堺市情報公開条例第 35 条及び堺市審議会等の公開に関する基準に基づき、会議を公開とすることを確認。

(2) 挨拶（堺市健康福祉局長 小椋 啓子）

(3) 委員及び事務局職員紹介

(4) 配布資料確認

6. 堺市精神保健福祉審議会会長及び副会長の選出について

堺市精神保健福祉審議会条例第 5 条第 1 項に基づき、会長に野田委員、副会長に河口委員がそれぞれ選出された。

7. 案件

(1) 傍聴における遵守事項について

本審議会は、平成 18 年度に設置、開催されてきたが、平成 20 年度から「堺市審議会等の会議の公開に関する基準」に基づき公開とさせていただいている。

傍聴の方に対し、配布していた「傍聴における遵守事項」については、本来であれば堺市精神保健福祉審議会条例第 9 条により決定すべきところできていない状況であった。

このため、お示しの「傍聴における遵守事項」案について審議いただきたい。

○委員からの意見・質疑

【長谷川委員】

今までこの案件が、審議会に諮られていなかったのはなぜでしょうか。

【事務局】

平成 20 年に定められた「堺市審議会等の会議の公開に関する基準」に基づき公開としましたが、その際この基準に示されていた「傍聴における遵守事項」を基準に則する形でそのまま本審議会に使用してきました。このたびこの基準及び審議会条例を再確認しましたところ、審議会に諮り決定する必要があるものと判断しました。

【長谷川委員】

この審議会ではないが、保健所運営協議会においても条例に基づかない運営があり、同様の指摘をしましたが、その影響があるのではないですか。

【事務局】

委員のご指摘のとおりです。

※ 質疑の後、賛成多数で「傍聴における遵守事項」（案）を採決。

(2) 精神保健課所管業務について

- ①平成 29 年度業務実績について説明。特に、大阪府、大阪市と共同で整備している精神科救急医療体制及び各区保健センターにおける精神保健福祉相談については別途資料を用いて説明。

《説明資料》

「平成 29 年度 堺市精神保健福祉関係業務実績について」

「堺市内精神科病院入院患者の状況 [参考資料](#)」

「大阪府の夜間・休日精神科救急医療体制 [資料 1](#)」

「堺市の精神保健福祉相談業務体制 [資料 2](#)」

○委員からの意見・質疑

【加納委員】

精神科病院実地指導の具体的な内容及び行政の誰が行っているのか確認させてください。

【事務局】

精神保健福祉法第 38 条 6 の規定に基づき、精神保健課及びこころの健康センター職員 8 名程度で実地指導を行います。こころの健康センターの精神保健指定医 2 名が実際に入院患者さんの診察を行い入院形態が適正か否かの確認や、カルテに適正な記載がなされているか確認をしています。また、精神保健福祉士が患者さんからの聞き取りで療養環境に問題がないかの確認などを行っています。これらを確認により、必要に応じて指導をしています。

【加納委員】

病院の医師や職員は経験や相当高度な知識の持ち主なので、今の行政のメンバーで十分に機能しているのか。また、具体的にどのような指導をしているのでしょうか。

【事務局】

病院は精神保健福祉法に則った対応をされているとは思いますが、行政の職員として精神保健福祉法を熟知していなければならないということで、知識の向上に励んでいます。また、こころの健康センターには精神医療審査会がございまして、病院から提出さ

れた入院届等を外部委員を含めて専門的な見地から入院の妥当性について審査しており、事務局を担っているところの健康センター職員は一定の知識を有しているものと考えています。

【加納委員】

第三者委員会がありますか。

【事務局】

実地指導に関しては、第三者委員会はありません。

【位田委員】

堺市内の入院患者さんの状況について参考資料で今日配布していただきましたが、堺市内 5 病院の平均在院日数を見ますと、結構、差があるようです。特に美原病院は 542 日と長いようですが、なにか原因があるのか。それに対して堺市は何か対策は考えているのかお聞きできればと思います。

【事務局】

病院ごとに差があるのは事実です。一番短い阪南病院で 91 日、一番長い美原病院で 5 倍以上の状況ですが、病院の特性がありまして、阪南病院は救急に力を入れられているというところがありますので、かなり入替があり、3 カ月程度で入退院をしているというところは把握しています。

病棟の中で、療養病棟が多いところは長期化することもあります。漫然と入院させているということではなく、各病院で退院に向けての取り組みをしているということは、実地指導の中でも確認をしているところです。

【川邊委員】

精神科病院の実地指導の中で身体拘束について話題になったことがあるかお尋ねします。というのは、家族の中で話題になっているのは、任意入院で身体拘束されたことで、本人や家族がその場面を思い浮かべれば、二度と入院したくないということがあった。全国的にも身体拘束の件数が 10 年位の間で 2 倍になっている。このような状況からみて、堺市内における実地指導の中で話題になったことがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

【事務局】

身体拘束に関しましては、実地指導の中で状況確認しています。身体拘束するにあたっては、精神保健指定医が拘束の必要性を判断したうえで行うことになっているので、それをカルテで確認しています。拘束中は、1 日複数回の診察が必要になりますので、複数回の診察が行われているか、診察の際には拘束の必要性を改めて確認しているかについて確認をとらせてもらっています。任意入院患者に対して身体拘束しているような事例がもしあれば、それが本当に必要なものか病院に確認しています。

②平成 30 年度精神保健福祉関係新規・拡充事業について説明。

《説明資料》

「平成 30 年度 堺市精神保健福祉関係 新規・拡充業務について」

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（概要）資料 3」

○委員からの意見・質疑

【山本委員】

事前送付資料の 3 ページのフロー図で、精神保健課の職員から本人に同意をするような矢印になっているが、資料 3 には、計画作成主体の自治体が同意を得られた者に対して計画作成するとなっているので、この矢印の方向がおかしいのではないのでしょうか。

【事務局】

精神保健課職員が、本人に対して同意を取りに行くというイメージで矢印をしていましたが、ご指摘のとおり、同意された本人が同意書を出されるということになりますので、そういう意味では、矢印は逆向きになります。

【山本委員】

そのうえでのお尋ねですが、本人が計画策定の意味がよく分らなくて、本人からの希望がなかったと仮定した場合に、その方は退院できないということになっていくのではないかと危惧しますが、そのようなことはありませんか。

【事務局】

精神保健福祉法第 47 条に、相談支援という事項があります。今年度から退院後支援の仕組みが始まりましたが、その以前から必要な支援は行ってきました。必要に応じて、病院内で実施される退院に向けてのカンファレンス等にも保健センターの精神保健福祉相談員が参加させていただき相談させていただいています。

仮に本人が今回の退院後支援の計画作成に同意されなかったとしても、従前から実施している必要な相談支援は行っていきます。従いまして、計画作成の同意の有無が退院に影響することはありません。

【位田委員】

措置入院者が対象となるということですね。措置要件の自傷他害の恐れがなくなれば措置解除されることになると思われますが、退院後支援の計画を立てている段階で措置症状がなくなった時には、措置解除して退院してもらおうということでもいいんですね。

要は、計画ができていなくても退院してもらおうということになるんですか。

【事務局】

まず、措置入院中から本人に関わりを始めていき、病状が落ち着いてきた段階で制度説明をさせていただき計画作成をするかどうかの話をしていきます。その中で措置症状が消退して措置解除となった場合、引き続き医療保護入院等で入院継続する場合は、その期間も含めて退院時に計画書を交付することになります。ただ、計画作成が退院に間に合わないから退院時期を延ばすということはありません。退院後でも関係機関が集まって計画作成をしていくということになります。

【位田委員】

その点を危惧していました。本人同意があるということで計画ができるまで、本人を病院に留め置く、措置解除しないで強制入院を続けるということのないように、是非してください。

【事務局】

その点については、退院後支援の制度が始まる前に、国からそういうことがあってはならないと言われているところです。これを受けまして、計画作成するために入院が伸びるというようなことのないように、病院側とも調整をしていきたいと考えています。

【野田会長】

確認ですが、医療保護入院でもこの制度を使うことはできますか。

【事務局】

先ほどの資料 3 の標題にありますように「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」となっておりまして、「措置入院者」に限っているものではございません。従いまして、医療保護入院の方で退院後支援の計画が必要と判断される場合には、作成を止めるものではありません。

(3) こころの健康センター所管業務について

平成 29 年度業務実績及び平成 30 年度拡充業務について説明。

特に事前質問のあった精神医療審査会の内容と新規事業の依存症対策について別途資料を用いて説明。

《説明資料》

「平成 29 年度 堺市精神保健福祉関係業務実績について」

「平成 30 年度 堺市精神保健福祉関係新規・拡充業務について」

「精神医療審査会事務局から本人等への通知の流れ **資料 4**」

「堺市の依存症対策 **資料 5**」

○委員からの意見・質疑

【山本委員】

精神医療審査会委員の内訳に関して、医療委員と福祉委員の構成割合をおよそでいいので教えてください。それとそれぞれの委員の立場（医療現場か地域の現場か）を教えてください。

【事務局】

3 合議体があり、2 合議体は、医療委員 2 名・学識が 1~2 名・弁護士 1 名。1 合議体は、医療委員 3 名・学識 1 名・弁護士 1 名です。医療委員は大阪精神科病院協会及び大阪精神科診療所協会から推薦してもらっています。

【山本委員】

保健福祉委員ということで、ソーシャルワーカー等がおられると思うが、普段の立場（クリニックか地域保健に携わっている方か）を教えてください。

【事務局】

精神保健福祉士の方が、予備委員を含めて 2 名おられます。1 名はクリニックで、1 名は社会復帰施設（活動支援センター）の方です。

【位田委員】

事前質問に対して、**資料 4**を準備いただきありがとうございます。退院請求・処遇改善請求については、弁護士を代理人にできるということが、国の通知に書かれていて、入院中の患者は身体的な拘束を受けていて弁護士の援助を受けるのは当然であるべきと思います。今の報告ですと、38 件中 1 件しか弁護士がついていないということで残念に思っています。もっと進めばいいと思います。

処遇改善請求や退院請求について、どのようにして弁護士がついているかということ、弁

護士会の「ひまわり」の電話相談で、精神科病院に入院中の患者から相談があった時に、弁護士が病院に出張相談に行き、退院や処遇改善の要求があれば弁護士が依頼を受けて請求をすることとしています。弁護士に相談しなくて、直接精神医療審査会に電話相談する方が多いと思いますので、このような場合に、弁護士に相談できることを伝えてほしいと思います。費用の問題は、法テラスを利用させていただくと本人負担なしで利用できることがあります。

もう一点、弁護士が代理人についた時に、国の通知では、審査会の請求手続きで審査委員に提供される資料（入院届や定期病状報告書、病院の退院請求に対する意見書等）を代理の弁護士が閲覧できることになっています。堺市は、それを認めていないと聞きましたが、その対応は、早急に改めてほしいと思います。弁護士が代理についているケースは、資料のコピーを事前に提供してもらえよう扱いに改めてほしいと思います。

【事務局】

審査会の資料提供の件については、大阪府・大阪市とも意見交換しながら事前送付について、審査会の中で取り決めをしていこうと議論しているところです。審査会の中での情報公開は可能ですが、事前送付については、整理ができていなかったため、審査会の中での取り決めをして、改めていこうということで事務局内で検討しているところです。

(4) 障害施策推進課・障害者支援課所管業務について

平成 29 年度業務実績及び平成 30 年度拡充業務について説明。特に、平成 29 年度精神科在院患者調査について別途資料を用いて速報値を報告。

《説明資料》

「平成 29 年度堺市精神保健福祉関係業務実績について」

「平成 30 年度堺市精神保健福祉関係新規・拡充業務について」

「平成 29 年度精神科在院患者調査報告書 [堺市版] 速報値 資料 6」

○委員からの意見・質疑

【山田委員】

地域移行体制整備事業について、ピアサポネットが請け負っている報酬が減っていると聞いているがその理由をお聞きしたい。

【野田会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

地域移行体制整備事業については、院内説明会や茶話会の開催等を委託で実施しています。ピアサポーターの方の協力を得て開催する場合もあり、委託先の堺市相談支援ネットで謝礼等の支払いをお願いしているところです。

【富田委員】

堺市相談支援ネットが堺市の委託を受けて、総合相談情報センターで、出席いただいたピアサポーターさんに謝礼をお支払いしていますが、額の変更はないはずです。

【野田会長】

この件は、この場ではわからないので、後で確認していただくということでよろしいで

しょうか。

8. その他報告事項

(1) 第7次大阪府医療計画について

今期の医療計画から、堺市二次医療圏の圏域版に精神障害について精神疾患の現状と今後の取組（方向性）の記載をすることになった旨説明。

《説明資料》

「第7次大阪府医療計画の概要（精神疾患抜粋） [資料 7-1](#)」

「第7次大阪府医療計画 [資料 7-2](#)」

「第6節 堺市二次医療圏 [資料 7-3](#)」

(2) 第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画について

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が成果目標に設定されたこと、改正障害者総合支援法に基づいて、精神障害に関連の深い障害福祉サービスに「就労定着支援」と「自立生活援助」が新設されたことなどについて説明。

《説明資料》

「第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画の概要 [資料 8](#)」

○委員からの意見・質疑

特になし。

9. 閉会

平成30年度 堺市精神保健福祉審議会議事録

平成30年9月発行

堺市健康福祉局健康部 精神保健課

堺市行政資料番号 1-C8-18-0214